

計量法校正事業者登録制度（JCSS）の 長さ区分においても登録認定

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」）は、平成27年6月12日、「長さ」の区分においても計量法校正事業者登録制度（JCSS）で登録認定されました。都産技研では、グローバル化に対応した依頼試験の拡充に取り組み、世界に通用する校正証明書を発行し、中小企業の海外への事業展開を積極的に支援しています。

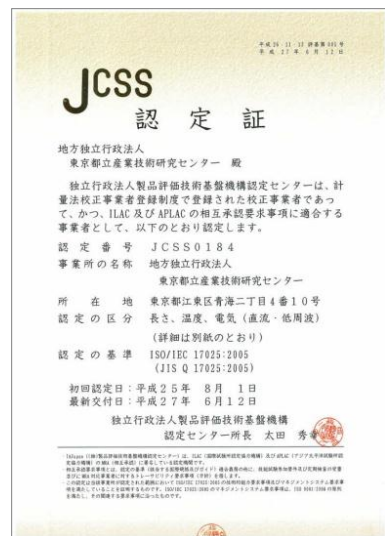
都産技研では、JCSSにおいて、平成18年度に「電気（直流・低周波）」、平成20年度に「温度」の区分で登録認定を受け、依頼試験業務を実施し、JCSS認定シンボルの入った校正証明書の発行を行ってきました。この度、「長さ」の区分の認定も受け、対象を3区分に拡大しました。

都産技研が発行するJCSS校正証明書は、ILACに加盟する世界74カ国・地域、89機関（平成27年3月現在）で受け入れが認められています。

*都産技研は、ILAC MRA付き認定シンボルの入った校正証明書を発行することができます。

【新たなJCSS登録認定】

- 認定の区分
長さ
- 校正手法の区分
一次元寸法測定器
- 種類
ノギス／マイクロメータ／ダイヤルゲージ／
てこ式ダイヤルゲージ／シリンダゲージ／
デプスゲージ／ハイトゲージ／
ダイヤルゲージ校正器／伸び計校正器
- 校正場所
都産技研 本部 幾何形状測定室



- **JCSSとは**・・・計量法に基づく計量法トレーサビリティ制度（Japan Calibration Service System）独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）により、校正事業者登録制度として運営されています。
- **ILACとは**・・・国際試験所認定協力機構（International Laboratory Accreditation Cooperation）試験所／校正機関の認定に係る国際的専門機関。
- **MRAとは**・・・試験所および校正機関認定の相互承認取決（MRA：Mutual Recognition Arrangement）MRAは、認定された試験所／校正機関が発行する試験報告書／校正証明書が国際間取引で有効なものとして流通し、二重検査を排除することにより円滑な貿易を促進するための取り組み。

【お問い合わせ】 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

品質保証推進センター
 経営企画部広報室

山本 哲雄 TEL 03-5530-2307 FAX 03-5530-2318
 山口美佐子 TEL 03-5530-2521 FAX 03-5530-2536

<http://www.iri-tokyo.jp/>

配布担当 東京都立産業技術研究センター経営企画部広報室 TEL 03-5530-2521